

平成29年度 宇都宮大学研究者補助員募集案内

宇都宮大学では、出産・育児又は介護等に携わる研究者に対し、研究時間を確保し、研究活動の活性化を促進するために、「宇都宮大学研究補助員実施要領」に基づき研究補助員を配置する制度（以下「本制度」という。）を下記のとおり設けることにいたしました。みなさまの積極的な活用をお待ちしております。

記

1. 申請対象者

本学に在職する女性研究者又は配偶者が研究者である男性研究者で、次の各号のいずれかに該当する者とします。ただし、産前産後休暇中、育児休業又は介護休業中の者は除きます。

- (1) 妊娠中の者、または配偶者（研究者に限る）が妊娠中の者
- (2) 小学校6年生までの子を養育している者
- (3) 家族（配偶者・父・母・兄弟・子等）に要介護者がいる者
- (4) その他、上記に準ずる理由がある者（障がい者の介護等、ライフイベントにより研究時間の確保が困難な場合など）

注1）対象となる研究者は、専任教員・特任教員及び各種研究員とします。

注2）男性研究者は、配偶者が大学、大学共同利用機関、独立行政法人で雇用されている研究者である者が対象となります。

2. 研究補助員

- (1) 研究補助員は、学部卒業生、大学院生又は大学院修了者（ただし、常勤的な職に就いている者は除く）とします。
- (2) 研究補助員の労働時間は、1日6時間以内、週20時間以内とします。ただし、研究補助員が本学の在籍する大学院生で、TA又はRAとしても雇用されている場合は、研究補助員との労働時間の合計が週20時間以内とします。なお、研究補助員は、雇用保険及び社会保険には加入できませんので十分に注意願います。
- (3) 研究補助員の給与は、以下の時間給によるものとします。

・学部卒業生	950円
・大学院生及び大学院修了者	1,170円

なお、研究支援補助員には時間外勤務及び出張を命じないこととしています。

- (4) 研究補助員の候補

原則として申請者が希望する候補者を採用します。ただし、研究補助員が大学院生の場合は、当人の指導教員から了承を得る必要があります。必要に応じ、複数の研究補助員を同時に採用することもできます。

3. 研究補助内容等

研究補助員による補助内容は、本制度を利用する研究者の研究活動に必要な実験補助、研究データの解析、統計処理、文献調査、発表資料作成等の研究補助業務とし、授業やゼミ等に関する教育補助及び単なる会計事務や学会事務等明らかに研究補助とはみなされない業務を行わせることはできません。

4. 研究補助期間

平成29年5月15日から平成30年2月28日

5. 申請方法

本制度を利用申請する研究者（採択後は「利用者」という。以下同じ。）は、利用申請書【別紙様式1】と下記の申請要件確認のための必要書類を応募締切日までに女性研究者キャリア支援室へ提出してください。

※必要書類

- ・妊 娠：出産予定日が確認できる書類（母子健康手帳又は妊娠届の写し等）
- ・育 児：子どもの年齢を証明できる書類（健康保険証又は住民票の写し等）
- ・介 護：市町村による要介護又は要支援の認定を証明できるもの（介護保険被保険者証の写し等）
- ・その他：障がい者手帳の写し等

6. 応募締切

平成29年4月28日（金） 17時（必着）

7. 利用者及び研究補助内容の決定

男女共同参画推進室において、応募締切日までに提出された利用申請書に記載された内容及び申請要件確認書類を以て申請要件の確認を行い、利用者及び支援内容を決定し、通知します。

なお、応募者数又は予算の都合等により、支援する時間は申請内容を満たせないこともありますので、予めご了承ください。

8. 制度利用開始後の諸手続き

利用者は、支援期間終了後、利用報告書【別紙様式2】を速やかに男女共同参画推進室へ提出してください。

※次年度予算獲得のため利用報告書は必ず提出願います。

9. 書類提出・問い合わせ先

男女共同参画推進室

Tel : 028-649-5151 (内線 : 5151)

E-mail : gender@cc.utsunomiya-u.ac.jp

HP : 宇都宮大学男女共同参画室 (<http://kyodo-sankaku.utsunomiya-u.ac.jp/>)

10. 留意事項

- (1) 利用申請書等に記載された個人情報、本制度の選考及び今後の改善につなげるために使用し、それ以外には使用いたしません。
- (2) 利用申請書等は、男女共同参画室ホームページからもダウンロードできます。
- (3) 本制度へ申請後、利用申請書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに男女共同参画推進室へ連絡してください。
- (4) 利用者は、研究補助員に業務内容、労働時間などについて十分説明してください。
- (5) 利用者は、研究補助員のキャリア形成を支援し、ロールモデルとしての役割を果たすことへの配慮に努めてください。
- (6) 応募締切後に、研究補助員の利用申請要件を取得した場合は、適宜応募を受け付けることがあります。詳しくは、男女共同参画推進室までご連絡ください。